

参考

1. 旧総量規制（第5次）（平成14年7月19日三重県告示第426～431号）

(1) 総量規制基準

1. 適用する区域

四日市市全域

2. 適用する工場又は事業場

水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく工場又は事業場で1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）

3. 化学的酸素要求量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げるとおりである。

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	昭和55年7月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
2	昭和55年7月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場（次の各項に掲げるものを除く。）	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
3	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和56年政令第327号。以下「昭和56年改正政令」という。）の施行により昭和57年7月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
4	昭和56年改正政令の施行により昭和57年7月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和56年改正政令の施行により同日以	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$

	後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）	
5	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和 57 年政令第 157 号。以下「昭和 57 年改正政令」という。）の施行により昭和 58 年 1 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 57 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
6	昭和 57 年改正政令の施行により昭和 58 年 1 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 57 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）のうち、同日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和 57 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）	$L_c = (C_{c j} \cdot Q_{c j} + C_{c i} \cdot Q_{c i} + C_{c o} \cdot Q_{c o}) \times 10^{-3}$
7	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和 63 年政令第 252 号。以下「昭和 63 年改正政令」という。）の施行により平成元年 4 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 63 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
8	昭和 63 年改正政令の施行により平成元年 4 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 63 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）のうち、同日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和 63 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）	$L_c = (C_{c j} \cdot Q_{c j} + C_{c i} \cdot Q_{c i} + C_{c o} \cdot Q_{c o}) \times 10^{-3}$

9	水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成 2 年政令第 266 号。以下「平成 2 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
10	平成 2 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 3 年 4 月 1 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 2 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{c j} \cdot Q_{c j} + C_{c i} \cdot Q_{c i} + C_{c o} \cdot Q_{c o}) \times 10^{-3}$
11	水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成 3 年政令第 240 号。以下「平成 3 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
12	平成 3 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 3 年 10 月 1 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 3 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{c j} \cdot Q_{c j} + C_{c i} \cdot Q_{c i} + C_{c o} \cdot Q_{c o}) \times 10^{-3}$
13	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 10 年政令第 173 号。以下「平成 10 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
14	平成 10 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 10 年 6 月 17 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 10 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{c j} \cdot Q_{c j} + C_{c i} \cdot Q_{c i} + C_{c o} \cdot Q_{c o}) \times 10^{-3}$
15	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 11 年政令第 412 号。以下「平成 11 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
16	平成 11 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 12 年 3 月 1 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は、特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 11 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{c j} \cdot Q_{c j} + C_{c i} \cdot Q_{c i} + C_{c o} \cdot Q_{c o}) \times 10^{-3}$

17	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第201号。以下「平成13年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
18	平成13年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成13年7月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成13年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$

備考

この表に掲げる式において、 L_c 、 C_c 、 Q_c 、 C_{cj} 、 C_{ci} 、 C_{co} 、 Q_{cj} 、 Q_{ci} 及び Q_{co} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_c 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)

C_c 別表に掲げる化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)

Q_c 特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)

C_{cj} 別表に掲げる化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)

C_{ci} 別表に掲げる化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)

C_{co} C と同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Q_{cj} 平成3年7月1日(12の項にあっては平成3年10月1日)、14の項にあっては平成10年6月17日、16の項にあっては平成12年3月1日、18の項にあっては平成13年7月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した又は増加する特定排出水の量(同日以後に設置された又は設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量)(単位 1日につき立方メートル)

Q_{ci} 昭和55年7月1日(4の項にあっては昭和57年7月1日、6の項にあっては昭和58年1月1日、8の項にあっては平成元年3月28日、10の項にあっては平成3年4月1日)から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した特定排出水の量(同期間に設置された指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量(Q_j を除く。))
(単位 1日につき立方メートル)

Q_{co} 特定排出水の量(Q_j 及び Q_i を除く。)(単位 1日につき立方メートル)

附 則(平成8年三重県告示第355号)

- この告示は、平成8年9月1日から施行する。
- 水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準(平成3年三重県告示第285号)は、廃止する。
- 平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては特定排出水の量)を除く特定排出水の量に係る C 、 C_o 、 C_i 及び C_j の値に係る業種その他の区分及び特定排出水量の区分並びにその区分ごとの値は、平成11年3月31日までの間は、なお従前のとおりとする。

附 則（平成 10 年 6 月 16 日三重県告示第 290 号）

- 1 この告示は、平成 10 年 6 月 17 日から施行する。
- 2 平成 10 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、法第 12 条第 2 項の規定により同条第 1 項の規定の適用が猶予されるものについては、平成 10 年 12 月 16 日までこの告示の規定は適用しない。

附 則（平成 12 年 2 月 14 日三重県告示第 67 号）

- 1 この告示は、平成 12 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 平成 11 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、法第 12 条第 2 項の規定により同条第 1 項の規定の適用が猶予されるものについては、平成 12 年 8 月 31 日までこの告示の規定は適用しない。

附 則（平成 13 年 6 月 22 日三重県告示第 345 号）

- 1 この告示は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 13 年政令第 201 号）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 12 条第 2 項の規定により同条第 1 項の規定の適用が猶予されるものについては、平成 13 年 12 月 31 日までこの告示の規定は適用しない。

附 則（平成 14 年 7 月 19 日三重県告示第 426 号）

- 1 この告示は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成 8 年三重県告示第 355 号）は、廃止する。
- 3 この告示の施行後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては特定排出水の量）を除く特定排出水の量に係る C_c 、 C_{co} 、 C_{ci} 及び C_{cj} の値に関しては、平成 16 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

別表

	業 種 そ の 他 の 区 分	特定排出水量の区分	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)		
			C_c 及び C_{co} の値	C_{ci} の値	C_{cj} の値
1	畜産農業(日平均排出水量 1,000m ³ 以上の事業場の場合に限る)		40	40	30
2	畜産農業(日平均排出水量 1,000m ³ 未満の事業場の場合に限る)	イ	90	70	60
		ロ	70	70	60
3	天然ガス鉱業		60	60	60
4	非金属鉱業		20	20	20
5	肉製品製造業		50	50	30
6	乳製品製造業		30	30	20(30)
7	畜産食料品製造業(前 2 項に掲げるものを除く。)	イ	60	50	30
		ロ	50	50	30
8	水産缶詰・瓶詰製造業		40	40	30
9	寒天製造業		80	80	80

10	魚肉ハム・ソーセージ製造業			30	30	20
11	A	水産練製品製造業		30	30	20
	B	水産練製品製造業(すり身製造工程に係るもの)		40	40	30
12	A	冷凍水産物製造業		30	30	20
	B	冷凍水産物製造業(すり身製造工程に係るもの)		30	30	30
13	A	冷凍水産食品製造業		40	40	30
	B	冷凍水産食品製造業(すり身製造工程に係るもの)		30	30	30
14	A	水産食料品製造業(8の項から前項までに掲げるものを除く。)	イ	50	40	30
			ロ	40	40	30
	B	水産食料品製造業(すり身製造工程に係るもの)		30	30	30
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業			40	40	30
16	野菜漬物製造業			40	40	30
17	味そ製造業			80	70	30(60)
18	しょう油・食用アミノ酸製造業			80	70	40(60)
19	化学調味料製造業			20	20	20
20	ソース製造業			30	30	30
21	食酢製造業			40	40	30
22	砂糖精製業			40	40	30
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業			50	50	30
24	小麦粉製造業			30	30	30
25	パン製造業			30	30	20(30)
26	生菓子製造業			40	40	30
27	ビスケット類・干菓子製造業			40	40	30
28	米菓製造業			40	40	40
29	パン・菓子製造業(25の項から前項までに掲げるものを除く。)			40	40	30(40)
30	植物油脂製造業		イ	60	40	30
			ロ	40	40	30
31	動物油脂製造業			40	40	30
32	食用油脂加工業			40	40	30
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業			110	100	90
34	穀類でんぷん製造業			50	50	40
35	めん類製造業		イ	70	30	30
			ロ	30	30	30
36	こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業			30	30	30
37	豆腐・油揚製造業		イ	60	30	30
			ロ	30	30	30
38	あん類製造業		イ	70	70	40
			ロ	60	60	40

39	冷凍調理食品製造業		30	20	20
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの		30	30	30
41	清涼飲料製造業		20	20	20
42	果実酒製造業		30	30	30
43	ビール製造業		30	30	30
44	清酒製造業		30	30	30
45	蒸留酒・混成酒製造業		30	30	20(30)
46	インスタントコーヒー製造業		30	20	20
47	配合飼料製造業		20	20	20
48	単体飼料製造業		20	20	20
49	有機質肥料製造業		20	20	20
50	たばこ製造業		30	20	20
51	器械生糸製造業	イ	40	30	30
		ロ	30	30	30
52	座繰生糸製造業		30	30	30
53	玉糸製造業		30	30	30
54	生糸製造業(51 の項から前項までに掲げるものを除く。)		30	30	30
55	繊維工業(51 の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの		80	80	70
56	繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの		30	30	30
57	繊維工業で麻製繊維工程に係るもの		90	90	90
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。)に係るもの		40	40	30(40)
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	イ	100	80	80
		ロ	80	80	80
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。)に係るもの		90	90	90
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。)に係るもの	イ	70	50	50
		ロ	50	50	50
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。)に係るもの		60	50	50
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。)に係るもの		100	90	80(90)
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		70	70	60
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		40	40	40

66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの		40	40	40
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		40	40	40
68	繊維工業(55の項から前項までに掲げるものを除く。)		30	30	30
69	一般製材業		40	40	40
70	木材チップ製造業		40	40	40
71	A	合板製造業	30	30	30
	B	合板製造業(接着機洗浄水を循環するもの)	10	10	10
72	A	パーティクルボード製造業(次項に掲げるものを除く。)	50	50	50
	B	パーティクルボード製造業(接着機洗浄水を循環するもの)	10	10	10
73	パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの		40	40	40
74	床柱製造業		40	40	40
75	木材薬品処理業		20	20	20
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		70	70	60
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		60	60	60
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナークランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		50	50	50
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)		140	130	120
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの		80	80	80
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)		60	50	40
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの		80	70	60
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)		60	60	50
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの		90	90	80
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		100	100	70
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナークランドパルプ又はサーモメカ		50	40	40

		ニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの			
87		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	30	20	20
88		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	40	40	40
89		機械すき和紙製造業	60	60	60
90		手すき和紙製造業	90	90	80
91		塗工紙製造業	20	20	20
92		段ボール製造業	40	40	40
93		重包装紙製造業	70	70	70
94		セロファン製造業	40	40	40
95		乾式法による繊維版製造業	40	40	40
96		繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	80	80	60
97		パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(76 の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	30	30
98		新聞業	50	50	50
99		出版業	50	50	50
100		印刷業	50	50	50
101		製版業	50	50	50
102		窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30
103		複合肥料製造業	30	30	30
104		化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	30	30
105		ソーダ工業	20	20	20
106		電炉工業	20	20	20
107	A	無機顔料製造業	20	20	20
	B	無機顔料製造業(黄鉛製造工程を有するもの)	60	60	50
108	A	無機化学工業製品製造業(105 の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	20
	B	無機化学工業製品製造業(硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程に係るもの)	70	70	60
	C	無機化学工業製品製造業(ハイドロサルファイト製造工程に係るもの)	70	70	70
	D	無機化学工業製品製造業(希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程に係るもの)	50	50	50
109	A	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40(60)

	B	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程(青酸誘導品含有排水を排出する工程)に係るもの	210	210	190
	C	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程(塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程)に係るもの	100	100	80
	D	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程(エピクロルヒドリン製造工程)に係るもの	140	130	130
110	A	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30(50)
	B	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程(合成染料又は合成染料中間物の製造工程)に係るもの	190	190	180
111	A	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	30	30
	B	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程(メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程)に係るもの	70	70	70
	C	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程(硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程)に係るもの	50	50	50
112	A	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40
	B	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程(乳化重合法による合成ゴム製造工程)に係るもの	60	60	50
	C	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程(クロロプレンゴム製造工程)に係るもの	130	130	130
113	A	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	50	50	50
	B	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(有機ゴム薬品製造工程)に係るもの	270	260	260
	C	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(有機農薬原体製造工程)に係るもの	180	180	160
114		石油化学系基礎製品製造業(109の項から前項までに掲	60	60	40(60)

		げるものを除く。)				
115	A	脂肪族系中間物製造業		60	60	50(60)
	B	脂肪族系中間物製造業(青酸誘導品含有排水を排出する工程に係るもの)		210	210	190
	C	脂肪族系中間物製造業(塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程に係るもの)		110	80	80
	D	脂肪族系中間物製造業(エピクロルヒドリン製造工程)に係るもの		140	130	130
116		メタン誘導品製造業		30	30	20
117		発酵工業		120	110	110
118		コーラル製品製造業		120	120	120
119	A	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業		50	50	30(50)
	B	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業(合成染料又は合成染料中間物の製造工程に係るもの)		190	190	190
120	A	プラスチック製造業		30	30	20
	B	プラスチック製造業(メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂製造工程に係るもの)		70	60	50
	C	プラスチック製造業(硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程に係るもの)		60	60	50
121	A	合成ゴム製造業		40	40	40
	B	合成ゴム製造業(乳化重合法による合成ゴム製造工程に係るもの)		70	70	70
	C	合成ゴム製造業(クロロプレンゴム製造工程に係るもの)		130	130	130
122	A	有機化学工業製品製造業(109 の項から前項までに掲げるものを除く。)		50	50	50
	B	有機化学工業製品製造業(有機ゴム薬品製造工程に係るもの)		280	270	270
	C	有機化学工業製品製造業(有機農薬原体製造工程に係るもの)		180	180	160
123		レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの		50	40	20(40)
124		レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの		30	30	30
125	A	合成繊維製造業		30	20	20
	B	合成繊維製造業(アクリル系繊維製造工程に係るもの)		60	40	30

126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業		40	40	30(40)
127	石けん・合成洗剤製造業		10	10	10
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)		50	50	40
129	塗料製造業		50	40	40
130	印刷インキ製造業		40	40	30
131	医薬品原薬・製剤製造業		80	80	60(70)
132	医薬品製剤製造業		40	40	30
133	生物学的製剤製造業		30	30	30
134	生薬製造業		20	20	20
135	動物用医薬品製造業		60	60	50
136	A	火薬類製造業	20	20	20
	B	火薬類製造業(硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程に係るもの)	60	60	50
137	農薬製造業		30	30	20
138	合成香料製造業		120	110	110
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)		30	30	20
140	化粧品・歯磨・その他化粧用調整品製造業		30	30	20
141	にかわ製造業		100	100	80
142	A	ゼラチン・接着剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	20	20
	B	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造工程に係るもの)	100	100	100
143	写真感光材料製造業		10	10	10
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業		40	40	40
145	イオン交換樹脂製造業		170	170	130
146	化学工業(102の項から前項までに掲げるものを除く。)		50	40	40
147	A	石油精製業	20	20	20
	B	石油精製業(潤滑油製造工程を有するもの)	30	30	30
148	A	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30
	B	潤滑油製造業(硫酸洗浄工程を有するもの)	50	40	40
149	コークス製造業		180	180	90(120)
150	石油コークス製造業		70	70	50
151	自動車タイヤ・チューブ製造業		10	10	10
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの		60	40	40
153	A	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	20	20
	B	ゴム製品製造業(曲がり管製造工程に係るもの)	50	40	40
154	なめしかわ製造業		100	100	100
155	毛皮製造業		100	100	100

156	板ガラス製造業		10	10	10
157	板ガラス加工業		10	10	10
158	ガラス製加工素材製造業		10	10	10
159	ガラス容器製造業		10	10	10
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業		10	10	10
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業		10	10	10
162	ガラス繊維(長繊維に限る。) ・同製品製造業		50	50	50
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)		40	30	30
164	ガラス・銅製品製造業(156の項から前項までに掲げるものを除く。)		10	10	10
165	生コンクリート製造業		10	10	10
166	コンクリート製品製造業		10	10	10
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)		10	10	10
168	黒鉛電極製造業		20	20	20
169	砕石製造業		20	20	20
170	鉱物・土石粉砕等処理業		20	20	20
171	模造真珠製造業(ガラス性のものに限る。)		10	10	10
172	うわ葉製造業		20	20	20
173	A	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業	20	20	20
	B	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業(コークス炉を有するもの)	40	30	30
174	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業		20	20	20
175	フェロアロイ製造業		20	20	20
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)		10	10	10
177	転炉(単独転炉を含む。) による製鋼・製鋼圧延業		20	20	20
178	電気炉(単独電気炉を含む。) による製鋼・製鋼圧延業		20	20	20
179	熱間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。)		20	20	20
180	冷間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。)		20	20	20
181	冷間ロール成型形鋼鉄製造業		20	20	20
182	鋼管製造業		20	20	20
183	伸鉄業		10	10	10
184	磨棒鋼製造業		10	10	10
185	引抜鋼管製造業		10	10	10
186	伸線業		10	10	10
187	ブリキ製造業		20	20	20
188	亜鉛鉄板製造業		20	20	20
189	めっき鋼管製造業		20	20	20

190	めっき鉄鋼線製造業			20	20	20
191	表面処理鋼材製造業(187の項から前項までに掲げるものを除く。)			10	10	10
192	鉄鋼製造業			10	10	10
193	鍛工品製造業			10	10	10
194	鋳鋼製造業			10	10	10
195	鋳鉄鑄物製造業(196の項及び197の項に掲げるものを除く。)			10	10	10
196	鋳鉄管製造業			10	10	10
197	可鍛鋳鉄製造業			10	10	10
198	鉄粉製造業			10	10	10
199	鉄鋼業(173の項から前項までに掲げたものを除く。)			10	10	10
200	非鉄金属製造業			10	10	10
201	電気めっき業		イ	60	40	40
			ロ	40	40	40
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)		イ	30	10	10
			ロ	10	10	10
203	一般機械器具製造業			20	10	10
204	プリント配線基板製造業		イ	30	20	20
			ロ	20	20	20
205	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除く。)			10	10	10
206	輸送用機械器具製造業		イ	30	10	10
			ロ	20	10	10
207	機密機械器具製造業			10	10	10
208	A	ガス製造工場		20	20	20
	B	ガス製造工場(石炭ガス製造工程を有するもの)		90	90	70
209	下水道業			30	20	20
210	空瓶卸売業			30	20	20
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)			40	30	30
212	弁当仕出屋又は弁当製造業			50	50	30
213	飲食店			50	40	30
214	旅館		イ	60	50	30
			ロ	50	40	30
215	リネンサプライ業			50	50	30
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)			50	40	30
217	商業写真業			60	60	60
218	写真業(前項に掲げるものを除く。)			60	60	60
219	自動車整備業			20	20	20

220	病院		イ	40	30	30
			ロ	30	30	30
221	A	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が5,001人以上のもの)		30	30	30
	B	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が5,000人以下501人以上のもの)		40	30	30
	C	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が5,000人以下501人以上のものであって昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のもの)		40	40	30
222	A	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のもの)		60	60	40
	B	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上であって昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のもの)		70	70	40
223	A	し尿処理業(日平均排水量が3,000m ³ 以上のものであってし尿浄化槽に係るものを除く。)		40	30	30
	B	し尿処理業(日平均排水量が3,000m ³ 未満のものであってし尿浄化槽に係るものを除く。)		50	40	30
	C	し尿処理業(嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法により高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものであってし尿浄化槽に係るものを除く。)		30	20	20
224	ごみ処理業		イ	40	30	30
			ロ	30	30	30
225	廃油処理業			20	20	20
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)			20	20	20
227	死亡獣畜取扱業			40	40	40
228	と畜業			50	50	40

229	中央卸売市場		30	30	30
230	地方卸売市場		30	30	30
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)		30	30	30
232	A	1の項から前項までに分類されないもの(生活系に係るもの)	70	40	40
	B	1の項から前項までに分類されないもの(生活系に係るものを除く。)	10	10	10

注(1) 特定排出水の量の欄の区分は、次のとおりとする。

イは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル未満の指定地域内事業場に適用する。

ロは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル以上の指定地域内事業場に適用する。

- (2) 化学的酸素要求量の欄中の()内の値は、平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては特定排出水の量)を除く特定排出水の量に適用する。

4. 窒素含有量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げるとおりである。

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成14年10月1日以前に設置されている指定地域内事業場(同日以前に法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く)	$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$
2	平成14年10月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場(工場又は事業場で、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。)及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$

備考

この表に掲げる式において、 L_n 、 C_n 、 Q_n 、 C_{ni} 、 C_{no} 、 Q_{ni} 及び Q_{no} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_n 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)

C_n 別表に掲げる窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)

Q_n 特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)

C_{ni} 別表に掲げる窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)

C_{no} C_n と同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Q_{ni} 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量

(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量)(単位 1 日につき立方メートル)

Qno 特定排出水の量 (Qni を除く。)(単位 1 日につき立方メートル)

附 則 (平成 14 年 7 月 19 日三重県告示第 427 号)

- 1 この告示は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。ただし、同日前に設置されている指定地域内事業場 (同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含む。) については、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 前項のただし書きの規定にかかわらず、平成 14 年 10 月 1 日前に設置されている指定地域内事業 (同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含む。) であって、同日以後に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものうち、同日から平成 16 年 3 月 31 日までの間に当該届出に係る特定施設の設置又は構造等の変更がされた工場又は事業場については、当該届出に係る特定施設の設置又は構造等の変更がされた日から適用する。

別表

	業種その他の区分	特定排出水の区分	窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	
			Cn 及び Cno の値	Cni の値
1	畜産農業 (日平均排出水量 1,000m ³ 以上の事業場の場合に限る)		60	60
2	畜産農業 (日平均排出水量 1,000m ³ 未満の事業場の場合に限る)		90	60
3	天然ガス鉱業		60	60
4	非金属鉱業		25	15
5	肉製品製造業	イ	50	15
		ロ	30	10
6	乳製品製造業		20	10
7	畜産食料品製造業 (前 2 項に掲げるものを除く。)	イ	40	15
		ロ	30	10
8	水産缶詰・瓶詰製造業		20	10
9	寒天製造業		20	10
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業		20	10
11	水産練製品製造業		45	10
12	冷凍水産物製造業		45	10
13	冷凍水産食品製造業		45	10
14	水産食料品製造業 (8 の項から前項までに掲げるものを除く。)	イ	50	15
		ロ	45	10
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業		30	10
16	野菜漬物製造業		20	10

17	味そ製造業		25	10
18	しょう油・食用アミノ酸製造業		45	10
19	化学調味料製造業		20	10
20	ソース製造業		20	10
21	食酢製造業		20	10
22	砂糖精製業		20	10
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業		20	10
24	小麦粉製造業		20	10
25	パン製造業		20	10
26	生菓子製造業		25	10
27	ビスケット類・干菓子製造業		20	10
28	米菓製造業		20	10
29	パン・菓子製造業(25 の項から前項までに掲げるものを除く。)		20	10
30	植物油脂製造業		20	10
31	動物油脂製造業		20	10
32	食用油脂加工業		20	10
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業		20	10
34	穀類でんぷん製造業		20	10
35	めん類製造業		20	10
36	こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業		20	10
37	豆腐・油揚製造業		30	10
38	あん類製造業		20	10
39	冷凍調理食品製造業		30	10
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの		20	10
41	清涼飲料製造業		20	10
42	果実酒製造業		20	10
43	ビール製造業		20	10
44	清酒製造業		20	10
45	蒸留酒・混成酒製造業		20	10
46	インスタントコーヒー製造業		20	10
47	配合飼料製造業		20	10
48	単体飼料製造業		20	10
49	有機質肥料製造業		20	10
50	たばこ製造業		20	10
51	器械生糸製造業		20	10
52	座繰生糸製造業		20	10
53	玉糸製造業		20	10
54	生糸製造業(51 の項から前項までに掲げるものを除く。)		20	10

55	繊維工業(51の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの			20	10
56	繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの			20	10
57	繊維工業で麻製繊維工程に係るもの			20	10
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下、「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの			20	10
59	A	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	イ	30	15
			ロ	20	10
	B	繊維工業で織物機械染色整理工程(綿織物捺染工程)に係るもの		60	60
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			20	10
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		イ	30	15
			ロ	20	10
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			20	10
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		イ	30	15
			ロ	20	10
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの			20	10
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの			20	10
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの			20	10
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの			20	10
68	繊維工業(55の項から前項までに掲げるものを除く。)			20	10
69	一般製材業			20	10
70	木材チップ製造業			20	10
71	合板製造業			20	10
72	パーティクルボード製造業(次項に掲げるものを除く。)			20	10
73	パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの			20	10
74	床柱製造業			20	10
75	木材薬品処理業			20	10
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの			20	10
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの			20	10
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランド			20	10

	パルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの			
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)		20	10
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの		20	10
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)		20	10
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの		20	10
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)		20	10
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの		20	10
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		20	10
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの		20	10
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)		20	10
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの		20	10
89	機械すき和紙製造業		20	10
90	手すき和紙製造業		20	10
91	塗工紙製造業		20	10
92	段ボール製造業		20	10
93	重包装紙製造業		20	10
94	セロファン製造業		20	10
95	乾式法による繊維版製造業		20	10
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)		20	10
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(76 の項から前項までに掲げるものを除く。)		20	10
98	新聞業		20	10
99	出版業		20	10

100	印刷業		20	10
101	製版業		20	10
102	A	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10
	B	窒素質・りん酸質肥料製造業（アンモニア製造工程に係るもの）	40	30
	C	窒素質・りん酸質肥料製造業（アンモニア誘導品製造工程に係るもの）	200	200
	D	窒素質・りん酸質肥料製造業（尿素製造工程に係るもの）	1500	1500
103	複合肥料製造業		15	10
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)		15	10
105	ソーダ工業		15	10
106	電炉工業		15	10
107	無機顔料製造業		50	40
108	A	無機化学工業製品製造業(105の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	40
	B	無機化学工業製品製造業(バナジウム化合物製造工程に係るもの)	160	60
	C	無機化学工業製品製造業(酸化コバルト製造工程に係るもの)	160	60
	D	無機化学工業製品製造業(モリブデン化合物製造工程に係るもの)	160	60
	E	無機化学工業製品製造業(イットリウム酸化物製造工程に係るもの)	160	60
	F	無機化学工業製品製造業(酸化銀製造工程に係るもの)	160	60
	G	無機化学工業製品製造業(酸化ジルコニウム製造工程に係るもの)	160	60
	H	無機化学工業製品製造業(多結晶シリコン製造工程に係るもの)	160	60
	I	無機化学工業製品製造業(窒素又はその化合物を原料として使用する工程に係るもの)	160	60
109	A	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用するもの)に係るもの	60	40
110	A	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	30	10

	B	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用するもの)に係るもの		60	50
111	A	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの		15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程(窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの)に係るもの		60	30
112	A	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの		15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程(窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの)に係るもの		60	40
113	A	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く)に係るもの		15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用するもの)に係るもの		60	30
114		石油化学系基礎製品製造業(109の項から前項までに掲げるものを除く。)		15	10
115	A	脂肪族系中間物製造業		30	10
	B	脂肪族系中間物製造業(窒素又はその化合物を原料として使用するもの)		60	40
116		メタン誘導品製造業		30	10
117		発酵工業		15	10
118		コールタール製品製造業		1000	1000
119	A	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業		30	10
	B	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業(窒素又はその化合物を原料として使用するもの)		60	50
120	A	プラスチック製造業		10	20
	B	プラスチック製造業(窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの)		60	40
121	A	合成ゴム製造業		10	40
	B	合成ゴム製造業(乳化重合法による合成ゴム製造工程に係るもの)		10	70

122	A	有機化学工業製品製造業(109 の項から前項までに掲げるものを除く。)		30	10
	B	有機化学工業製品製造業(窒素又はその化合物を原料として使用するもの)		60	30
	C	有機化学工業製品製造業(イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程に係るもの)		60	30
	D	有機化学工業製品製造業(メラミン製造工程に係るもの)		1500	1500
	E	有機化学工業製品製造業(化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。))に係るもの)		60	30
123		レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの		15	10
124		レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの		15	10
125	A	合成繊維製造業		10	20
	B	合成繊維製造業(窒素又はその化合物を原料として使用するもの)		60	40
126		脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業		15	10
127		石けん・合成洗剤製造業		15	10
128		界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)		15	10
129		塗料製造業		15	10
130		印刷インキ製造業		15	10
131		医薬品原薬・製剤製造業		30	10
		医薬品原薬・製剤製造業(医薬品原薬製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。))に係るもの)		60	30
132		医薬品製剤製造業		15	10
133		生物学的製剤製造業		15	10
134		生薬製造業		15	10
135		動物用医薬品製造業		15	10
136		火薬類製造業		15	10
137		農薬製造業		30	10
138		合成香料製造業		15	10
139		香料製造業(前項に掲げるものを除く。)		15	10
140		化粧品・歯磨・その他化粧品用調整品製造業		15	10
141		にかわ製造業		15	10
142		ゼラチン・接着剤製造業(前項に掲げるものを除く。)		15	10
143		写真感光材料製造業		15	10

144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業		15	10
145	イオン交換樹脂製造業		15	10
146	A	化学工業(102の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	20
	B	化学工業(窒素又はその化合物を原料として使用する工程に係るもの)	90	30
147	石油精製業		30	25
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)		20	10
149	コークス製造業		600	400
150	石油コークス製造業		20	10
151	自動車タイヤ・チューブ製造業		20	10
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの		20	10
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)		20	10
154	なめしかわ製造業		20	10
155	毛皮製造業		20	10
156	板ガラス製造業		20	10
157	板ガラス加工業		20	10
158	ガラス製加工素材製造業		20	10
159	ガラス容器製造業		20	10
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業		20	10
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業		20	10
162	ガラス繊維(長繊維に限る。）・同製品製造業		20	10
163	A	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	10
	B	ガラス繊維・同製品製造業(窒素又はその化合物を原料として使用するもの)	30	10
164	ガラス・銅製品製造業(156の項から前項までに掲げるものを除く。)		20	10
165	生コンクリート製造業		20	10
166	コンクリート製品製造業		20	10
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)		20	10
168	黒鉛電極製造業		20	10
169	砕石製造業		20	10
170	A	鉱物・土石粉碎等処理業	20	10
	B	鉱物・土石粉碎等処理業(窒素又はその化合物を原料として使用するもの)	30	10
171	模造真珠製造業(ガラス製のものに限る。)		20	10
172	うわ薬製造業		20	10

173	A	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業	15	10
	B	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業(コークス製造工程に係るもの)	600	400
	C	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)	55	40
174	A	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業	15	10
	B	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)	55	40
175	A	フェロアロイ製造業	15	10
	B	フェロアロイ製造業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)	55	40
176	A	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	15	10
	B	高炉によらない製鉄業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)	55	40
177	A	転炉(単独転炉を含む。)による製鋼・製鋼圧延業	15	10
	B	転炉(単独転炉を含む。)による製鋼・製鋼圧延業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)	55	40
178	A	電気炉(単独電気炉を含む。)による製鋼・製鋼圧延業	15	10
	B	電気炉による製鋼・製鋼圧延業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)	55	40
179	A	熱間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。)	15	10
	B	熱間圧延業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)	55	40
180	A	冷間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。)	15	10
	B	冷間圧延業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)	55	40
181	A	冷間ロール成型形鋼鉄製造業	15	10
	B	冷間ロール成型形鋼鉄製造業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)	55	40
182	A	鋼管製造業	15	10
	B	鋼管製造業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)	55	40
183	A	伸鉄業	15	10
	B	伸鉄業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)	55	40

184	A	磨棒鋼製造業		15	10
	B	磨棒鋼製造業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)		55	40
185	A	引抜鋼管製造業		15	10
	B	引抜鋼管製造業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)		55	40
186	A	伸線業		15	10
	B	伸線業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)		55	40
187	A	ブリキ製造業		15	10
	B	ブリキ製造業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)		55	40
188	A	亜鉛鉄板製造業		15	10
	B	亜鉛鉄板製造業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)		55	40
	C	亜鉛鉄板製造業(溶融メッキ工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)に係るもの)		55	15
189	A	めっき鋼管製造業		15	10
	B	めっき鋼管製造業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)		55	40
190	A	めっき鉄鋼線製造業		15	10
	B	めっき鉄鋼線製造業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)		55	40
191	A	表面処理鋼材製造業(187の項から前項までに掲げるものを除く。)		15	10
	B	表面処理鋼材製造業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)		55	40
192	A	鍛鋼製造業		15	10
	B	鍛鋼製造業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)		55	40
193	A	鍛工品製造業		15	10
	B	鍛工品製造業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)		55	40
194	A	鋳鋼製造業		15	10
	B	鋳鋼製造業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)		55	40
195	A	鋳鉄鋳物製造業(196の項及び197の項に掲げるものを除く。)		15	10

	B	銑鉄鋳物製造業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)		55	40
196	A	鋳鉄管製造業		15	10
	B	鋳鉄管製造業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)		55	40
197	A	可鍛鋳鉄製造業		15	10
	B	可鍛鋳鉄製造業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)		55	40
198	A	鉄粉製造業		15	10
	B	鉄粉製造業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)		55	40
199	A	鉄鋼業(173 の項から前項までに掲げたものを除く。)		15	10
	B	鉄鋼業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)		55	40
200	A	非鉄金属製造業		50	15
	B	非鉄金属製造業(核燃料製造工程に係るもの)		60	50
	C	非鉄金属製造業(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの)		60	15
201	A	電気めっき業		20	10
	B	電気めっき業(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの)		60	50
202	A	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	イ	30	15
			ロ	20	10
	B	金属製品製造業(溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。))に係るもの)		60	50
	C	金属製品製造業(アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。))に係るもの)		60	50
D	金属製品製造業(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの)		40	15	
203	A	一般機械器具製造業		20	10
	B	一般機械器具製造業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)		35	15
	C	一般機械器具製造業(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの)		35	15
204	A	プリント配線基板製造業		20	10
	B	プリント配線基板製造業(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの)		40	15

205	A	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除く。)		20	10
	B	電気機械器具製造業(民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。))に係るもの)		30	20
	C	電気機械器具製造業(半導体素子製造工程に係るもの)		30	20
206	A	輸送用機械器具製造業	イ	30	15
			ロ	20	10
	B	輸送用機械器具製造業(自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。))に係るもの)		30	20
207	A	機密機械器具製造業		20	10
	B	機密機械器具製造業(時計・同部分品製造工程(時計側を除く。))に係るもの)		30	10
208	ガス製造工場			20	10
209	A	下水道業(日平均排水量 30,000 m ³ 以上の事業場の場合に限る。)		25	10
	B	下水道業(日平均排水量 30,000 m ³ 未満の事業場の場合に限る。)		30	15
	C	下水道業(活性汚泥法、標準散水ろ床その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。))		20	10
	D	下水道業(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの)		30	15
210	空瓶卸売業			25	15
211	共同調理場(学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 5 条の 2 に規定する施設をいう。)			25	20
212	弁当仕出屋又は弁当製造業			25	20
213	飲食店		イ	45	30
			ロ	40	30
214	旅館		イ	45	30
			ロ	40	30
215	リネンサプライ業			25	20
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)			25	20
217	商業写真業			25	20
218	写真業(前項に掲げるものを除く。)			25	20
219	自動車整備業			25	20

220	病院		イ	45	30
			ロ	40	30
221	A	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のもの)	イ	45	30
			ロ	40	30
	B	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が5,000人以下501人以上のものであって昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のもの)		50	30
C	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの)		25	20	
222	A	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のもの)		50	30
	B	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上であって昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のもの)		50	30
	C	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの)		35	20
223	A	し尿処理業(日平均排水量が3,000m ³ 以上のものであってし尿浄化槽に係るものを除く。)		20	10
	B	し尿処理業(日平均排水量が3,000m ³ 未満のものであってし尿浄化槽に係るものを除く。)		60	20
	C	し尿処理業(嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法により高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものであってし尿浄化槽に係るものを除く。)		20	10
	D	し尿処理業(地域し尿処理施設に係るもの)	イ	45	30
ロ			40	30	
224	ごみ処理業		イ	35	20

		□	25	15
225	廃油処理業		25	15
226	A	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	40	20
	B	産業廃棄物処理業(窒素及びその化合物を処理するもの)	50	40
227	死亡獣畜取扱業		25	15
228	と畜業		25	15
229	中央卸売市場		25	15
230	地方卸売市場		25	15
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)		25	15
232	A	1の項から前項までに分類されないもの(生活系に係るもの)	50	30
	B	1の項から前項までに分類されないもの(生活系に係るものを除く。)	25	20
	C	1の項から前項までに分類されないもの(プラスチック加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。))に係るもの)	40	20
	D	1の項から前項までに分類されないもの(生活系に係るものを除く。)	35	20

注(1) 特定排出水の量の欄の区分は、次のとおりとする。

イは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル未満の指定地域内事業場に適用する。

ロは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル以上の指定地域内事業場に適用する。

5.りん含有量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げるとおりである。

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場(同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く)	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
2	平成14年10月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場(工場又は事業場で、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。)及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$

備考

この表に掲げる式において、 L_p 、 C_p 、 Q_p 、 C_{pi} 、 C_{po} 、 Q_{pi} 及び Q_{po} は、それぞれ次の値を表すものとする。

- L_p 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）
- C_p 別表に掲げるりん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- Q_p 特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）
- C_{pi} 別表に掲げるりん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- C_{po} C_p と同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）
- Q_{pi} 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）（単位 1日につき立方メートル）
- Q_{po} 特定排出水の量（ Q_{pi} を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

附 則（平成14年7月19日三重県告示第428号）

- 1 この告示は、平成14年10月1日から施行する。ただし、同日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含む。）については、平成16年4月1日から適用する。
- 2 前項のただし書きの規定にかかわらず、平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業（同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含む。）であつて、同日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものうち、同日から平成16年3月31日までの間に当該届出に係る特定施設の設置又は構造等の変更がされた工場又は事業場については、当該届出に係る特定施設の設置又は構造等の変更がされた日から適用する。

別表

	業種その他の区分	特定排出水量の区分	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	
			C_p 及び C_{po} の値	C_{pi} の値
1	畜産農業(日平均排出水量 1,000m ³ 以上の事業場の場合に限る)		8	8
2	畜産農業(日平均排出水量 1,000m ³ 未満の事業場の場合に限る)	イ	16	8
		ロ	8	8
3	天然ガス鉱業		3	2
4	非金属鉱業		4	2
5	肉製品製造業	イ	8	3
		ロ	4	1
6	乳製品製造業	イ	8	3
		ロ	5	1
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	イ	8	3

		□	8	1
8	水産缶詰・瓶詰製造業		3	1.5
9	寒天製造業		3	1.5
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	イ	7.5	3
		□	3	1.5
11	水産練製品製造業		3	1.5
12	冷凍水産物製造業		3	1.5
13	冷凍水産食品製造業		4	1
14	水産食料品製造業(8の項から前項までに掲げるものを除く。)	イ	8	3
		□	3	1.5
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業		3	1.5
16	野菜漬物製造業		3	1.5
17	味そ製造業		4	1.5
18	しょう油・食用アミノ酸製造業		8	1.5
19	化学調味料製造業		8	1.5
20	ソース製造業		3	1.5
21	食酢製造業		3	1.5
22	砂糖精製業		3	1.5
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業		6	1.5
24	小麦粉製造業		3	1.5
25	パン製造業		3	1.5
26	生菓子製造業		7.5	1
27	ビスケット類・干菓子製造業		3	1.5
28	米菓製造業		3	1.5
29	パン・菓子製造業(25の項から前項までに掲げるものを除く。)		3	1.5
30	A 植物油脂製造業	イ	7.5	3
		□	5	1.5
	B 植物油脂製造業(りん又はその化合物を脱ガム剤として使用するもの)		7.5	1.5
	C 植物油脂製造業(米糠を原料として使用するもの)		7.5	1.5
31	動物油脂製造業		2	1
32	食用油脂加工業		3	1.5
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業		3	1.5
34	穀類でんぷん製造業		3	1.5
35	めん類製造業		3	1.5
36	こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業		3	1.5
37	豆腐・油揚げ製造業	イ	7.5	3
		□	5	1

38	あん類製造業	イ	12	3
		ロ	5	1
39	冷凍調理食品製造業		8	1
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの		4	1.5
41	清涼飲料製造業		3	1.5
42	果実酒製造業		3	1.5
43	ビール製造業		3	1.5
44	清酒製造業		3	1.5
45	蒸留酒・混成酒製造業		3	1.5
46	インスタントコーヒー製造業		3	1.5
47	配合飼料製造業		2	1
48	単体飼料製造業		3.5	1
49	有機質肥料製造業		2	1
50	たばこ製造業		2	1
51	器械生糸製造業		2	1
52	座繰生糸製造業		2	1
53	玉糸製造業		2	1
54	生糸製造業(51の項から前項までに掲げるものを除く。)		2	1
55	繊維工業(51の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの		2	1
56	繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの		2	1
57	繊維工業で麻製繊維工程に係るもの		2	1
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下、「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの		2	1
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	イ	6.5	3
		ロ	2	1
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		2	1
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	イ	6.5	3
		ロ	6.5	1
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		3	1
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	イ	8	3
		ロ	2	1
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		2	1

65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		2	1
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの		2	1
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		2	1
68	繊維工業(55の項から前項までに掲げるものを除く。)		2	1
69	一般製材業		2	1
70	木材チップ製造業		2	1
71	合板製造業		2	1
72	パーティクルボード製造業(次項に掲げるものを除く。)		2	1
73	パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの		2	1
74	床柱製造業		2	1
75	木材薬品処理業		2	1
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		2	1
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		2	1
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		2	1
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)		2	1
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの		2	1
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)		2	1
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの		2	1
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)		2	1
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの		2	1
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		2	1
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程の		2	1

	グランドパルプ、リファイナ－グランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの			
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)		2	1
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの		2	1
89	機械すき和紙製造業		2	1
90	手すき和紙製造業		2	1
91	塗工紙製造業		2	1
92	段ボール製造業		2	1
93	重包装紙製造業		2	1
94	セロファン製造業		2	1
95	乾式法による繊維版製造業		2	1
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)		2	1
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(76 の項から前項までに掲げるものを除く。)		2	1
98	新聞業		2	1
99	出版業		2	1
100	印刷業		2	1
101	製版業		2	1
102	窒素質・りん酸質肥料製造業		30	1
103	複合肥料製造業		30	1
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)		30	1
105	ソーダ工業		2	1
106	電炉工業		2	1
107	無機顔料製造業		2	1
108	A	無機化学工業製品製造業(105 の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1
	B	無機化学工業製品製造業(りん又はりん化合物製造工程に係るもの)	16	4
109	A	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	2	1
	B	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの)に係るもの	8	4
110	A	石油化学系基礎製品製造業で環状中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	2	1

	B	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの)に係るもの		8	4
111		石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの		2	1
112		石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの		2	1
113	A	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く)に係るもの		2	1
	B	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの)に係るもの		8	4
114		石油化学系基礎製品製造業(109の項から前項までに掲げるものを除く。)		2	1
115	A	脂肪族系中間物製造業		2	1
	B	脂肪族系中間物製造業(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの)		24	8
116		メタン誘導品製造業		2	1
117	A	発酵工業		2	1
	B	発酵工業(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの)		5	3
118		コールタール製品製造業		2	1
119	A	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業		2	1
	B	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの)		8	4
120		プラスチック製造業		2	1
121		合成ゴム製造業		2	1
122	A	有機化学工業製品製造業(109の項から前項までに掲げるものを除く。)		2	1
	B	有機化学工業製品製造業(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの)		5	3
123		レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの		2	1
124		レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造		2	1

	に係るもの			
125	合成繊維製造業		2	1
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業		2	1
127	石けん・合成洗剤製造業		2	1
128	A	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1
	B	界面活性剤製造業(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの)	3	2.5
129	塗料製造業		3	1
130	印刷インキ製造業		2	1
131	医薬品原薬・製剤製造業		2	1
	医薬品原薬・製剤製造業(医薬品原薬製造工程(りん又はその化合物を原料として使用するもの)に限る。に係るもの)		8	4
132	医薬品製剤製造業		2	1
133	生物学的製剤製造業		2	1
134	生薬製造業		2	1
135	動物用医薬品製造業		2	1
136	火薬類製造業		2	1
137	農薬製造業		2	1
138	合成香料製造業		2	1
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)		2	1
140	化粧品・歯磨・その他化粧品調整品製造業		4	1
141	にかわ製造業		2	1
142	ゼラチン・接着剤製造業(前項に掲げるものを除く。)		2	1
143	写真感光材料製造業		2	1
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業		2	1
145	イオン交換樹脂製造業		2	1
146	A	化学工業(102の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1
	B	化学工業(窒素又はその化合物を原料として使用する工程に係るもの)	5.5	2.5
147	石油精製業		2	1
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)		2	1
149	コークス製造業		2	1
150	石油コークス製造業		2	1
151	自動車タイヤ・チューブ製造業		2	1
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの		2	1
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)		イ	3

		□	2	1
154	なめしかわ製造業		2	1
155	毛皮製造業		2	1
156	板ガラス製造業		2	1
157	板ガラス加工業		2	1
158	ガラス製加工素材製造業		2	1
159	ガラス容器製造業		2	1
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業		2	1
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業		2	1
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業		2	1
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)		2	1
164	ガラス・銅製品製造業(156の項から前項までに掲げるものを除く。)		2	1
165	生コンクリート製造業		2	1
166	コンクリート製品製造業		2	1
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)		2	1
168	黒鉛電極製造業		2	1
169	砕石製造業		2	1
170	鉱物・土石粉碎等処理業		2	1
171	模造真珠製造業(ガラス製のものに限る。)		2	1
172	うわ葉製造業		2	1
173	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業		2	1
174	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業		2	1
175	フェロアロイ製造業		2	1
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)		2	1
177	転炉(単独転炉を含む。)による製鋼・製鋼圧延業		2	1
178	電気炉(単独電気炉を含む。)による製鋼・製鋼圧延業		2	1
179	熱間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。)		2	1
180	冷間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。)		2	1
181	冷間ロール成型形鋼鉄製造業		2	1
182	鋼管製造業		2	1
183	伸鉄業		2	1
184	磨棒鋼製造業		2	1
185	引抜鋼管製造業		2	1
186	伸線業		2	1
187	ブリキ製造業		2	1

188	亜鉛鉄板製造業			2	1
189	めっき鋼管製造業			2	1
190	めっき鉄鋼線製造業			2	1
191	表面処理鋼材製造業(187の項から前項までに掲げるものを除く。)			2	1
192	鍛鋼製造業			2	1
193	鍛工品製造業			2	1
194	鋳鋼製造業			2	1
195	鋳鉄鋳物製造業(196の項及び197の項に掲げるものを除く。)			2	1
196	鋳鉄管製造業			2	1
197	可鍛鋳鉄製造業			2	1
198	鉄粉製造業			2	1
199	鉄鋼業(173の項から前項までに掲げたものを除く。)			2	1
200	非鉄金属製造業			2	1
201	A	電気めっき業	イ	5.5	2
			ロ	2	1
	B	電気めっき業(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するもの)		8	1
202	A	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	イ	5.5	2
			ロ	5.5	1
	B	金属製品製造業(溶融めっき工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するもの)に限る。)に係るもの)		8	1
	C	金属製品製造業(アルマイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するもの)に限る。)に係るもの)		8	1
D	金属製品製造業(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するもの)		5.5	1	
203	一般機械器具製造業			2	1
204	プリント配線基板製造業		イ	3	2
			ロ	2	1
205	A	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除く。)		3	1
	B	電気機械器具製造業(民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するもの)に限る。)に係るもの)		6	1
	C	電気機械器具製造業(半導体素子製造工程に係るもの)		2	1

206	A	輸送用機械器具製造業	イ	4	2
			ロ	2	1
	B	輸送用機械器具製造業(自動車・同付属品製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。))に係るもの)	イ	8	2
			ロ	4	1
207	A	機密機械器具製造業		2	1
	B	機密機械器具製造業(時計・同部分品製造工程(時計側を除く。))に係るもの)		8	1
208	ガス製造工場			2	1
209	A	下水道業(日平均排水量 30,000 m ³ 以上の事業場の場合に限る。)		3	1
	B	下水道業(日平均排水量 30,000 m ³ 未満の事業場の場合に限る。)		3	2
	C	下水道業(活性汚泥法、標準散水ろ床その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。))		1	1
	D	下水道業(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの(活性汚泥法、標準散水ろ床その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法より下水を処理するものに限る。))		3	2
210	空瓶卸売業			4	2
211	共同調理場(学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 5 条の 2 に規定する施設をいう。)			4	3
212	弁当仕出屋又は弁当製造業			4	3
213	飲食店			4	3
214	旅館		イ	5	3
			ロ	4	3
215	リネンサプライ業			6	3
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)			6	3
217	商業写真業			4	3
218	写真業(前項に掲げるものを除く。)			4	3
219	自動車整備業			4	3
220	病院		イ	5	3
			ロ	4	3
221	A	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第	イ	4	3

		338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のもの)	□	3	3
	B	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が5,000人以下501人以上のものであって昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のもの)		5	3
	C	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの)		1	1
222	A	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のもの)		4	3
	B	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上であって昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のもの)		5	3
	C	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの)		1	1
223	A	し尿処理業(日平均排水量が3,000m ³ 以上のもの であってし尿浄化槽に係るものを除く。)		2	1
	B	し尿処理業(日平均排水量が3,000m ³ 未満のもの であってし尿浄化槽に係るものを除く。)		8	2
	C	し尿処理業(嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法により高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものであってし尿浄化槽に係るものを除く。)		2	1
	D	し尿処理業(地域し尿処理施設に係るもの)	イ	4	3
□	3		3		
224	ごみ処理業		イ	4.5	2
			□	4	2
225	廃油処理業			4	2
226	A	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)		4	1

	B	産業廃棄物処理業(りん及びその化合物を処理するもの)		5	2
227		死亡獣畜取扱業		4	2
228		と畜業		6	2
229		中央卸売市場		5	2
230		地方卸売市場		5	2
231		試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)		4	2
232	A	1の項から前項までに分類されないもの(生活系に係るもの)		6	3
	B	1の項から前項までに分類されないもの(生活系に係るものを除く。)		4.5	3

注(1) 特定排出水の量の欄の区分は、次のとおりとする。

イは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル未満の指定地域内事業場に適用する。

ロは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル以上の指定地域内事業場に適用する。

2. 水質汚濁に係る環境基準

1. 人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域及び地下水）

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.01 mg/ l 以下	日本工業規格 K0102（以下「規格」という。）55 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	0.01 mg/ l 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05 mg/ l 以下	規格 65.2 に定める方法
砒素	0.01 mg/ l 以下	規格 61.2 又は 61.3 に定める方法
総水銀	0.0005 mg/ l 以下	付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/ l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/ l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2 - ジクロロエタン	0.004 mg/ l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1 - ジクロロエチレン	0.02 mg/ l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス - 1,2 - ジクロロエチレン	0.04 mg/ l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1 - トリクロロエタン	1 mg/ l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2 - トリクロロエタン	0.006 mg/ l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03 mg/ l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3 - ジクロロプロペン	0.002 mg/ l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/ l 以下	付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/ l 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/ l 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/ l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/ l 以下	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ l 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8 mg/ l 以下	規格 34.1 に定める方法又は付表 6 に掲げる方法
ほう素	1 mg/ l 以下	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は付表 7 に掲げる方法

備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

2. 要監視項目及び指針値

項 目 名	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/ l 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ l 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ l 以下
P - ジクロロベンゼン	0.3 mg/ l 以下
イソキサチオン	0.008 mg/ l 以下
ダイアジノン	0.005 mg/ l 以下
フェニトロチオン (M E P)	0.003 mg/ l 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/ l 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/ l 以下
クロロタロニル (T P N)	0.05 mg/ l 以下
プロピザミド	0.008 mg/ l 以下
E P N	0.006 mg/ l 以下
ジクロルボス (D D V P)	0.008 mg/ l 以下
フェノブカルブ (B P M C)	0.03 mg/ l 以下
イプロベンホス (I B P)	0.008 mg/ l 以下
クロルニトロフェン (C N P)	-
トルエン	0.6 mg/ l 以下
キシレン	0.4 mg/ l 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/ l 以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07 mg/ l 以下
アンチモン	0.02 mg/ l 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ l 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/ l 以下
1,4-ジオキサソ	0.05 mg/ l 以下
全マンガン	0.2 mg/ l 以下
ウラン	0.002 mg/ l 以下

3. 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川

項目	類型 利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	50 MPN/100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000 MPN/100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5,000 MPN/100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l以上	-
備考 1. 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。) 2. 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)						

- 注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の
 水産生物用
 " 2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級 : コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(2) 湖 沼

(天然湖沼及び貯水量 1,000 立方メートル以上の人工湖)

項目	類型 利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	1 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水道 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	15 mg/l 以下	5 mg/l 以上	-
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/l 以上	-
備 考 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

- 注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級 : る過等による簡易な浄水操作を行うもの
- " 2、3 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
- " 2 級 : サケ科魚類及びアユ等栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
- " 3 級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- " 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

(3) 海 域

項目	類型 利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)

A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/ 100ml以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l以下	5mg/l以上		検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/l以下	2mg/l以上		
備考 1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。						

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産 1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び2級の水産生物用
 " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(4) 海域の全窒素及び全燐に係る環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/l以下	0.02mg/l以下
	水産1種、水浴及び以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/l以下	0.03mg/l以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/l以下	0.09mg/l以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ安定して漁獲される
 " 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水生生物が多獲される
 " 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

4 . 四日市、鈴鹿水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型

(河川)

地点統一 番号	水 域 名	指定年月日	類 型 及 び 達 成 期 間	環 境 基 準 地 点
2 - 1	鈴鹿川 上流(1)	H 7. 3.28	A A イ	勸進橋
3 - 1	" 上流(2)	"	A A イ	鈴国橋
4 - 1	" 中流	"	A イ	高岡橋
4 -51	"	"	(A)	中富田
4 -52	"	"	(A)	庄野橋
5 - 1	" 下流	"	A イ	小倉橋
7 - 1	内部川(全域)	H 8. 3.29	A イ	河原田橋
7 -51	"	"	(A)	内部橋
8 - 1	朝明川 上流	S45. 9. 1	A イ	朝明橋
9 - 1	" 下流	"	B イ	朝明大橋
11- 1	三滝川(全域)	H 9. 4. 1	A 口	三滝橋
11-51	"	"	(A)	三滝水源
12- 1	員弁川(全域)	H11. 3.30	A イ	桑部橋
12-51	"	"	(A)	日の出橋
47- 1	海蔵川 上流	S52. 4.26	A イ	海蔵橋
48- 1	" 下流	"	B イ	新開橋

(海 域)

地点統一 番号	環 境 基 準 の 水 域 名		環 境 基 準 等 地 点 名	類 型 及 び 達 成 期 間		指 定 年 月 日	
	COD等	全窒素 全 磷		COD等	全窒素 全 磷	COD等	全窒素 全 磷
601- 1	四日市港(甲) (別記1)	伊勢湾(口) (別記6)	四日市港 (甲) St- 1	C イ	イ	S45.9.1	H8.2.27
601-53	四日市港(甲) (別記1)	伊勢湾(口) (別記6)	四日市港 (甲) St-10	(C)	()	"	"
601-54	四日市港(甲) (別記1)	伊勢湾(口) (別記6)	四日市港 (甲) St-12	(C)	()	"	"
601-56	四日市港(甲) (別記1)	伊勢湾(口) (別記6)	四日市港 (甲) St-21	(C)	()	"	"
601-58	四日市港(甲) (別記1)	伊勢湾(口) (別記6)	四日市港 (甲) St-11	(C)	()	"	"
601-71	四日市港(甲) (別記1)	伊勢湾(口) (別記6)	四日市港 (甲) St- 2	(C)	イ	"	"
601-92	四日市港(甲) (別記1)	伊勢湾(口) (別記6)	四日市港 (甲) St-20	(C)	()	"	"

地点 統一 番号	環境基準の水域名		環境基準等 地点名	類型及び 達成期間		指定年月日	
	COD等	全窒素 全 燐		COD等	全窒素 全 燐	COD等	全窒素 全 燐
601-95	四日市港(甲) (別記1)	伊勢湾(口) (別記6)	四日市港 (甲) St-30	(C)	()	S45.9.1	H8.2.27
603- 1	四日市・鈴鹿地先 海域(甲)(別記3)	伊勢湾(ハ) (別記7)	四日市・鈴鹿地先 海域(甲) St- 3	B イ	□	"	"
603- 2	四日市・鈴鹿地先 海域(甲)(別記3)	伊勢湾(ハ) (別記7)	四日市・鈴鹿地先 海域(甲) St- 4	B イ	□	"	"
603-55	四日市・鈴鹿地先 海域(甲)(別記3)	伊勢湾(ハ) (別記7)	四日市・鈴鹿地先 海域(甲) St-23	(B)	()	"	"
603-56	四日市・鈴鹿地先 海域(甲)(別記3)	伊勢湾(ハ) (別記7)	四日市・鈴鹿地先 海域(甲) St-22	(B)	()	"	"
604- 1	四日市・鈴鹿地先 海域(乙)(別記4)	伊勢湾(ハ) (別記7)	四日市・鈴鹿地先 海域(乙) St- 5	A イ	□	"	"
604-53	四日市・鈴鹿地先 海域(乙)(別記4)	伊勢湾(ハ) (別記7)	四日市・鈴鹿地先 海域(乙) St-24	(A)	()	"	"
604-54	四日市・鈴鹿地先 海域(乙)(別記4)	伊勢湾(ハ) (別記7)	四日市・鈴鹿地先 海域(乙) St-25	(A)	()	"	"

(注1) 達成期間の分類は、次のとおりとする。

1. 「イ」は、直ちに達成
2. 「□」は、5年以内で可及的速やかに達成

(注2) 類型欄の()書きは、環境基準指定水域内の基準点以外の測定点であることを意味する。(補助地点)

(別記)

1. 旭防波堤、同防波堤東端と東防波堤南端を結んだ線、東防波堤、同防波堤北端と霞ヶ浦防波堤(計画)南端を結んだ線、霞ヶ浦防波堤、同防波堤北端から揖斐川右岸導流堤突端へ向かって700mの地点まで引いた線、同地点と員弁川河口右岸を結んだ線及び陸岸により囲まれた海域(四日市港(甲))
2. 旭防波堤、同防波堤東端から日本アエロジル株式会社敷地西南端東方750mの地点(北緯34度55分55秒、東経136度39分36秒)まで引いた線、同地点と日本アエロジル株式会社敷地西南端を結んだ線及び陸岸により囲まれた海域(四日市港(乙))
3. 二本木川河口左岸から東3,000mの地点まで引いた線、同地点から北5,500mの地点まで引いた線、同地点と木曽川導流堤突端を結んだ線、同導流堤及び陸岸により囲まれた海域であって、四日市港(甲)及び四日市港(乙)に係る部分を除いたもの(四日市、鈴鹿地先海域(甲))
4. 木曽川導流堤から二本木川河口左岸に至る陸岸の地先海域であって、四日市港(甲)、四日市港(乙)及び四日市、鈴鹿地先海域(甲)に係る部分を除いたもの(四日市、鈴鹿地先海域(乙))
5. 木曽川左岸導流堤南端から伊勢湾灯標まで引いた線、同灯標から名古屋港南5区埋立地南端まで引いた線、同埋立地東端から日長川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(伊勢湾(イ))
6. 旭防波堤、同防波堤東端から東防波堤南端まで引いた線、同防波堤、同防波堤北端から霞ヶ浦防

波堤（工事中の区域を含む。）南端まで引いた線、同防波堤、同防波堤北端から揖斐川右岸導流堤南端へ向かって700mの地点（北緯34度58分54秒、東経136度41分33秒）まで引いた線、同地点から四日市市川越町大字亀崎新田字町屋八六番地の六東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（伊勢湾（ロ））

7. 二本木川河口左岸から大野港北防波堤灯台まで引いた線、大野港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾（イ）及び伊勢湾（ロ）に係る部分を除いたもの（伊勢湾（ハ））

5. 公害関係法及び条例に基づく届出書一覧表

根拠法 及び条例	届出書の種類	根拠法及び 条例の条項	届出期限	受理 権限者	届出 部数
水質汚濁防止法	特定施設設置(使用)届出書	第5条(第6条)	工事開始60日前 (使用30日以内)	市長	正1 控1
	特定施設の構造等の変更届出書	第7条			
	氏名変更等届出書	第10条	変更、廃止、承継の 日より30日以内		
	特定施設使用廃止届出書				
	承継届出書	第11条第3項			
	汚濁負荷量の測定手法	第14条第3項	あらかじめ		
特定工場における公害防止 組織の整備に関する法律	公害防止統括者(公害防止統括者の代理者)選任(死亡・解任)届出書	第3条第3項	選任等のあった日 より30日以内	知事	正1 副1 控1
	公害防止主任管理者(公害防止主任管理者の代理者)選任(死亡・解任)届出書	第5条第3項において準用する第3条第3項(第6条第2項において準用する第3条第3項)		市長 (水質汚濁防止法 のみに係 る工場に 限る。)	正1 控1
	公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)選任(死亡・解任)届出書	第4条第3項において準用する第3条第3項(第6条第2項において準用する第3条第3項)			
三重県生活環境の 保全に関する条例	汚水に係る指定施設届出書	第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項	あらかじめ (使用30日以内)	市長	正1 控1
	氏名の変更等届出書	第29条	変更、廃止、承継の 日より30日以内		
	指定施設使用廃止届出書				
	承継届出書	第30条第3項			
	土壌・地下水汚染発見に係る届出書	第72条の4	速やかに		
土壌汚染対策法	土壌汚染状況調査結果報告書	第3条第1項本文	有害物質使用特定 施設の使用を廃止 した日より120日 以内	市長	正1 控1
	土壌汚染対策法第3条第1項ただし書きの確認申請書	第3条第1項ただし書き			
	土地利用方法変更届出書	土壌汚染対策法施行規則第12条第4項	遅滞なく		
	承継届出書	土壌汚染対策法施行規則第12条第7項			